

南九州市個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市規則第35号

南九州市個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

南九州市個人情報の保護に関する法律施行規則(令和4年南九州市規則第40号)
の一部を次のように改正する。

第1条中「平成15年」の次に「法律」を加える。

第6条第3項中「条例第27条第1項」を「法第91条第1項」に改め、同条第4
項中「条例第35条第1項」を「法第99条第1項」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条中「第19号」を「第11号」に改める。

第28条中「第9条」を「第8条」に改め、「市の掲示板への掲示及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。